

明代華北の「大戸」について

谷 口 規 矩 雄

目 次

- 一 は し が き
- 二 「大戸」の設置地域
- 三 「大戸」の職責と選充方法
- 四 「大戸」制の變遷
- 五 「大戸」の諸弊
- 六 「大戸」制の改革
- 七 む す び

一 は し が き

本稿にとり上げようとする大戸については、既に梁方仲氏がその著「明代糧長制度」の中で次のように述べておられる。「この三省（山東・河南・陝西）には均しく大戸なる役が設けられ、専ら諸里甲の税糧を督辦させた。其位置は頗る糧長と似ているけれども、糧區を區分するという方法を定めたことは見出すことができない」と。大戸に論及し、それを糧長と相似の性格をもつものと指摘したのは、恐らく梁方仲氏のこの著書が最初であろう。我が國でも山根幸夫氏はこの

梁氏の見解を採り、大戸を「糧長に類する職役」と考えておられる^⑧。しかし大戸を單純に糧長と相似のものと考えていいかどうか、またその設置された時期や地域等についてもなお検討すべき多くの問題があると考えられる。ただ史料の制約——特に明代中期以前の史料が極端に少ないという事情の下では、その性格を全面的に明らかにすることは不可能に近く、なお幾つかの重要な問題を後に残すことにならざるを得ないのが現状である。しかしながら、從來糧長の設置されなかった地域における税糧の徴收・解送の任務については、里長・甲首の職責が明らかにされているのみで、例えばここにいいう大戸についても、それと里長との關係や、その職責の具體的内容は殆ど明らかにされていない。従って本稿では主として華北の大戸を採りあげ、その性格や職責を明らかにすることによって、それと糧長との關係や、糧長の設置されなかった地域の租税の徴收・解送の實態を説明する手掛りを得ようとするのが主たる目的なのである。もとより筆者の蒐め得た史料は不十分であるが、明王朝の租税收取體系に於いて、從來必ずしも明白ではなかった部分を本稿に於いて少しでも明らかにすることができればと思ひ敢えて小稿を發表することとした。大方の御教示と御叱正をお願いする次第である。

なお上述のことから既におわかりいただけたと思うが、ここでもう一度御斷りするならば、本稿で論じようとする大戸は徭役の一種としての「大戸」であつて、普通名詞として一般的に使われる「殷實大戸」といった意味での「大戸」ではないことに御注意いただきたい。

二 「大戸」の設置地域

さて、梁方仲氏は前掲書において、大戸の設置された地域を山東・河南・陝西の三省とし、更に四川にもそれが設置されていたことを指摘しておられる。しかし北直隸・山西については不詳とされ、特に北直隸に關しては、清初の北京には糧長が存在したが、これは明の舊制を承けたものであつて、明の末期に設置されたものであらうと述べておられる^⑨。一方、山根氏は前掲書において崇禎元氏縣志を引き北直隸にも大戸の設置されていた例をあげておられる。このように大戸

の設置地域についてもなお若干検討の餘地が残されていると思われるので、先ずその設置地域の確認ということから論を進めたいと思う。

先ず山東についてであるが、穆宗實錄隆慶四年八月丙午の條に山東巡撫梁夢龍等が賦役三事を條上したことを記し、その一條に

一。正分收分解之規。言。往者竅編大戸。分定倉口。近爲一串鈴法。總收分解。轉移侵匿。常課益虧。宜復舊例。給大戸收完。交納司府。司府差官類解。

とあり、山東では隆慶四年以前、かなり舊くから大戸の役が設置され、税糧の徵收、交納に當っていたことがわかる。同様の記事は于慎行「穀城山館文集」卷三十四、「與撫臺宋公論賦役書」にもあり

舊時。徵派稅糧。預選殷實之家。僉充大戸。列肆自收。完日。各照廩口。給批自解。

と述べられている。于慎行のこの文章は、自身の出身地である山東地方の役法を一條鞭法との關連で論じたものとして有名であり、その記述はかなり一般性のあるものと考えてよい。また嘉靖高唐州志、卷四、役法にも、里長・甲首・老人と並べて大戸について記し、

有大戸。以徵收二稅。若嗇夫焉。

とある。これらの例證によつて山東では、一般的に大戸が設置されていたことは確實といひ得るであらう。なお大戸の職責については後に詳述するので本章では觸れないこととする。

次いで河南であるが、嘉靖裕州志、卷三、田賦志、征役の條には

正役爲里甲 ○ 雜役爲均徭。爲驛傳。爲大戸。

とあり、萬曆彰德府續志、卷之上、田賦志には

安陽徵糧。往年率編大戸收解。

とある。更に山東經會錄、卷三、稅糧因革には

查。浙江等處壹應官銀。俱差官類解。殊無他虞。而京儲邊餉。關係尤重。何獨山東・河南等處。專用大戸以滋夙弊耶。

という記述があり、これらの例よりみれば山東と竝んで河南にも廣く大戸が置かれていたことは明らかであろう。

次いで陝西に移る。例は多いが嘉靖耀州志第四卷、田賦志には

耀州 力差 門・禁・隸・庫・斗級・機兵・弓手・鐘鼓夫・大戸・司兵。共一八七名。准銀四四六兩七錢。

銀差 ……………

同官縣 力差 門・禁・隸・庫・斗級・機兵・弓手・鐘鼓夫・大戸。共三四五名。准銀五五三兩二錢。

銀差 ……………

とあり、萬曆續朝邑縣志、卷四、食貨志にも

均徭 銀差 ……………

力差 ……………

准銀三兩者

本縣各鋪司兵 七五 機兵 三二

禁子 五 洛渭禁子 二

河水夫 四〇 大戸 五二

と記されており、天啓同州志、卷五、食貨の條にも賦役の力差の項目中に大戸の名があがっている。陝西においては、大戸は概して均徭の力差に屬する役目であったと考えられるが、何れにしても大戸の役が存在したことは明らかであろう。

續いて梁方仲氏が詳らかでないとされた北直隸についてであるが、むしろ大戸の設置については多くの實例をあげるこ

とができる。崇禎元氏縣志、卷二、戸口の條、正差の項には

大戸。選各社上六則丁糧多者僉之。分差徵解各色錢糧。

とあり、大戸が各色錢糧の徵收・解送に當ったことがわかる。また萬曆保定府志、卷十九、戸役志に載録されている「議處派徵比解錢糧事宜」という文中には大戸に關する詳細な記述があるが、その中でも

切照。大戸之設。其來已久。……

と述べられている。また神宗實錄萬曆十七年十一月乙丑の條にも

順天府府不孫旬條上審編事宜。……六日裁大戸以省賠累。

とあり、北直隸でも一般的に大戸の役が設けられていたことは明白であろう。

では山西では如何であろうか。呂坤の實政錄、卷四、民務の徵收稅糧の條には

一。投櫃。華大戸重壓之弊。最爲良法。……

とあり、この條には大戸に關する記述が多く含まれている。この實政錄は呂坤が山西按察使及び山西巡撫として在任中、屬吏に地方官としての心得を説く爲に著作したものであるが、記述の對象は山西地方が中心となっているので、ここに記載された事實は山西地方の一般的情況と考えることができるであろう。また萬曆榆次縣志、卷三、賦役志にも

今之大戸。不過解銀募商耳。與其民解民募而民重困。不若官解官募。可以蘇吾民也。

と記されており、山西地方でもかなり廣範圍に大戸が設置されていたとみなすことができるであろう。

以上述べて來た所によつて、山東・河南・陝西・北直隸・山西の華北五省では、一般的に大戸の役が設置されていたことがほぼ明らかにできたと思う。ではこの大戸は如何なる職責を持たされていたものであろうか。次章ではその職責の内容を具體的に検討すると共に、如何なる方法により大戸を選充したかを明らかにしたい。

三 「大戸」の職責と選充方法

大戸の職責については、前章にあげた史料からもそれが何らかの方法で税糧の徴收、解送の任に當るものであったらしいことは推察できたと思う。この點を最も具體的に述べたのが葛守禮の葛端肅公集、卷二所收の「寬農民以重根本疏」の次のような記述である。それには

一。復舊規以便徵解。查得。國初徵派錢糧。戶部備開各倉庫名目及石數價值各若干。通行各布政司及直隸各府。查照原數。轉行各州縣。分派小民。按地。每畝夏稅秋糧各若干。以其應輸之數。分定各項倉口。倉口由重而輕。人戶自上而下。明白開派某人某倉口糧若干。給與由帖。使其收照。各赴該倉收糧大戸處投納。給私記合同小票。以徵完欠。官府憑此以稽查。人戶憑此以考驗。其大戸收完。與已收若干。未完若干。歷歷可指。其法簡易。可以百世通行無弊。

とある。この文にいう國初が文字通り明初を指しているのかどうかは定め難いけれども、その内容より判斷して、ここにある税糧徵派の方法が一條鞭法以前の方法を一般的に述べたものであることは明らかであろう。即ち戸部から税糧徵收の布令が出され、それが各布政司、直隸各府及び各州縣を経て農民に及ぶわけである。ここで實際に農民に對して税糧の割當てを行うのは各州縣であるが、その場合、先ず農民の所有する土地の等級、所有高により每畝夏稅・秋糧各々若干、總計若干と定め、さらにその内で起運・存留、或いはそれらの項目の中でもまた折納か本色納かによって各々納入すべき税糧額（折納の場合は銀額）と、その納入先きである倉名を定めるのである。そしてその納入すべき倉名を決定するに當ってはその倉までの距離の遠近によって附加される加耗が異なってくるのであるから、當然同時に農民各戸の戸等が勘案されることになる。その結果、農民は最終的には某人某倉口糧若干（折色銀若干）として割當てられ、縣より發給される割當額を記載した證書（由帖）に基づいて、當該倉の收糧大戸の處に赴いて所定の税額を納入するのである。そして農民が納入を終ると大戸は彼等に「私記合同小票」なるものを發行し、完納したか、或いはまだ未納分が残っているかの證據とし

た。一方大戸は一定の税量額を收受すると、それをまとめて自己所屬の倉へ解送したのである。この文によると税糧派徴の方法が具體的にわかるわけであるが、大戸に關していえば、大戸はまた「收糧大戸」ともいわれ、各倉に所屬して設置され、税糧收納の實務に當つていたことが明白である。またこれに續く後文には

至於收解。乃又變爲一串鈴法。夥收分解。大戸雖定有各倉口之名。而但擇其能事者數人。兼總收受。某倉催急。則合併以應。令原坐大戸領而解之。以次皆然。

とも記されている。ここにいう一串鈴法については後に論及するつもりであるが、大戸については矢張り「定有各倉口之名」とあり、このことから判斷しても大戸には各倉口の名が冠せられていたに違いなく、従つて大戸は各倉に所屬するものとして設置されていたと考えることができる。そして各倉の大戸は開倉に當つて、先ずその職掌、姓名を漕運衙門に報告しておかねばならなかった。萬曆會典、卷二十九、徵收の凡徵收税糧の條には

正德五年奏准。今後各司府州縣秋糧。照例十月開倉。先將管糧官并糧長・大戸職名。報知漕運衙門。次將收過在倉糧數申報。如有違限。不分司府州縣掌印官。通提問罪。違限二年。管糧官降二級。一年者免降。各將家屬監併。完日疎放。

とあり、少くとも正德五年以後は、大戸に對する規制が明文文化されたことがわかるのである。このことと同時にこの奏准において、大戸が糧長と竝んで規制の對象とされている點は十分注意されてよい。税糧徵收に當つて、大戸は糧長と同様に重要な職役と官府から意識されていたことが推測されるからである。なお附言するならば、この文は大戸に關する最も早期の記事の一つであり、内容より判斷して、この大戸という職役が設けられたのは正德五年よりもかなり以前のことであつたとも推測されるのである。

いずれにもせよ、大戸は各倉に所屬して設置され、税糧の徵收、運送に當つたのであり、この點に關する限りでは王朝政府からも糧長と同様の重要な職役と見なされていたのである。

以上が大戸という職役の基本的内容であるが、それでは如何なる基準によつてこの大戸が編選されたのであろうか。この點に關しては、管見の範圍では大戸設置當初の史料が皆無の状況なので、後期の若干の史料によつて類推するより外に方法がないのである。そこで實政錄、卷四、徵收稅糧の條によれば

近日各州縣。坐派大戸。各分倉口。一倉數名。

と記されている。また同書、卷二、糴穀條約の「收穀之法」の條には

州縣倉。用佐貳官一員。大戸二名。一同監收。

ともあり、これは稅糧徵收の際の規定ではないが、一倉に所屬する大戸の數を推定する上で、一應の參考とすることができであらう。弘治睢州志、卷三、徭役の條にも

預備倉大戸二名。每名准銀三兩。

とあり、睢州では預備倉に二名の大戸が置かれていた。こうした例から判斷すると一倉に附屬して設置された大戸の數は、當初は二名以上、數名と考えることができ、その倉の收納稅糧額によつて若干増減されたのであらう。

しかしながらこれら大戸の數は次第に増加していったと考えられる。實政錄、卷四、徵收稅糧の條の前引の文の後半には

……坐派大戸。各分倉口。一倉數名。甚者本色大戸坐四五十名。大戸幾於半縣。三年可以一輪。雖稱衆擎易舉。其實相累速窮。

とあり、その事情をうかがうことができる。この文では甚だしい場合には「本色大戸」が四、五十名も編定されるに至ったことがあることを述べているが、大戸の數の増加は、恐らく糧長數の増加の事情と對比して、その原因を考えることができると思われるので、この點については後述に譲りたい。ただこの文では大戸數の増加を矢張り異常なこととして述べていると讀み取れるので、本來、大戸の數はそれ程多くはなかった、即ち「本色大戸」が四、五十名も設置されるに至つ

たのは本來の姿ではないと考えることができる。

大戸の數と同時に、この文には今一つ注目すべき點が含まれている。それは「三年可以一輪」という記述である。これによつて判斷するならば、殷實な農民（その程度は問題であるが）は、三年に一年はこの大戸の役に當らなければならなかったのである。前章に引いた崇禎元氏縣志の記述でも、大戸は「各社上六則の丁・糧多き者を選んで之に僉す」とあり、その後文に「戸籍消乏。每三年間再選」と述べられている。即ち元氏縣では三等九則の戸則で上六則に當る農民は、三年のうち二年は大戸の役に服していなければならなかったのである。更に實政錄、卷二、糶穀條約には

遠郷之民。赴州縣納穀不便。各鎮店城堡。有乾淨寺廟處所。即於該年大戸。擇選公正能幹者二名。領官銀置買席草。將附近願納穀石之人。照依本州縣時估收受。

とあり、「該年大戸」と記されていることから推察すれば、大戸の役は永充制ではなく輪番制であつて、毎年殷實な有力戸の中から適宜選定されたものと考えることができる。

以上の點をまとめるならば、大戸は一倉に二名以上、數名が毎年、有力戸の中から交替で選定されたということになるのであるが、糧長との對比で考えるならば、大戸はあくまでも各倉單位に、その倉に所屬するものとして設置されていたのであつて、糧長のように里甲制を基盤とする區に相當する公的な統轄區域を持っていたことはなく、税糧徵收に當つても、里長を督率するという公的な拘束力は與えられていなかった^⑧だろうと推測される。この點については實政錄、卷四、徵收税糧の條に

催糧舊套。開倉之後。里老催花戸納糧。花戸不納。里老帶花戸赴比。

とあり、税糧徵收に當つて、直接一般農民を督促したのは里長であつて、大戸はあくまでも税糧の收納・解送がその任務であつた。従つて大戸と里長との間には、糧長と里長との間に存在したような一種の統屬關係は、基本的には存在しなかったと考えていい。換言するならば大戸は本來里甲制の中に組み込まれた職役ではなかったといふことができる。しかし

後には事情が異なつて來るのであるが、この點は後述する。

以上に述べたような諸點から考えるならば、大戸は糧長とは基本的に異なつた性格の職役であつたといわなければならない。しかしながら一方では大戸はまた税糧の徴收・解送という重要な職務を負い、この點では政府からも糧長と同様の重要な役と意識されていたことも事實であつた。だからこの面を重視するならば大戸は里甲正役の性格を持つていたということも可能なのである。強いて云うならば、大戸は正役の性格と雜役の性格の二面を持つていたというより外ないであろう。いずれにせよ、以上述べて來た所で大戸という職役の基本的性格とその内容はほぼ明らかにできたと思う。従つて次章では、この役の設置時期、及びその職責の變遷過程を明らかにしたい。

四 「大戸」制の變遷

それでは先ず、大戸の役の設置時期から論を進めることとするが、今の所、私見の範圍ではその時期を明確に示す史料を見出すことができない。ただ武宗實錄正德四年冬十月戊戌の條に

戸部覆議。總督漕運右副都御史邵寶。會同平江伯陳熊等所陳八事。其可行者三。一。江南糧長・江北大戸。多徵收侵尅。爲小民累。又運官交兌。沿途遲慢。以至後先參錯。每違限期。宜嚴明賞罰以警之。

と述べられている。この記事は前章に引いた萬曆會典、「凡徵收稅糧」の條の正德五年の奏准と共に、大戸に關する最も早い時期の史料なのであるが、これらの記事により判斷すれば、大戸という役の設置が正德四年以前の極く近い時期に在つたとみることは不可能であろう。特に武宗實錄の記事では、糧長と竝んで「江北大戸」が税糧徵收に當つて不正を働らき、一般農民に害を及ぼしていることが指摘されているわけであるが、これは大戸の役が相當長期間運用されて來た結果生じた事實と考えるのが自然であろう。また糧長と竝記されていることもこの推測をある程度は支持すると考えられる。

糧長は、制度上ではかなりの變遷があつたわけであるが、その設置は洪武初年^⑧であり、正德初年に於いては既に百數十年

の期間を経た職役である。その糧長と並記して不自然ではない程度に大戸の役も相當長期間運用されて來ており、その結果制度上に弛緩が生じて來たものと、この實錄の記事を解することができないであらうか。一章に引用した于愼行の「與撫臺宋公論賦役書」に記された「舊時」や、前章に引いた葛守禮の「契農民以重根本疏」の「國初」の意味をこのように筆者は解釋したいのである。しかし設置時期をある程度正確に示す史料を見出し得ない現状では、具體的年代を推定することはそれ程意味がないと思われるので、大戸の設置時期に關する問題は一應ここで打切り、今後の問題として残したいと思う。

では引續いて、大戸という職役の内容的變遷を論じることにする。

前章で明らかにしたように、大戸は税糧の徵收・運送がその職責であつた。そして大戸の役の内容變化の原因は、役の性格それ自體に内在していたのである。變化は先ず大戸の人數の増加となつて現れたと思われる。このことを最も端的に示しているのが前章でも引いた實政錄の記述である。煩をいとわずもう一度引用したい。その卷四、徵收税糧の條に

近日各州縣。坐派大戸。各分倉口。一倉數名。甚者本色大戸坐四五十名。大戸幾於半縣。三年可以一輪。雖稱衆擎易舉。其實相累速窮。

とあり、「本色大戸」が四、五十名にも登つたことは前にも指摘したが、ここでは「本色大戸」という語に注目したい。ここに「本色」と斷わられているのは、これとの對で「折色大戸」というものがあつたことを意味するのであらう。例えば山東經會錄、卷四、税糧附錄の嘉靖三十四年の條には

每區爲一櫃。畝收本色大戸二名。折色大戸二名。各給與一櫃由帖。照數徵收。……

とあり、税糧徵收に當つて「本色大戸」とは別個に「折色大戸」が設けられている。ここにいう「區」や「櫃」、また各大戸の人數の意味する問題については後文で詳論するつもりであるが、さし當つては大戸の職責が分化していることを指摘したい。

税糧の銀納化が本格化するのには一般的には正統元年の所謂「金花銀」の公認以後のことであるが税糧の折銀納化に伴なつて、その徴收に當る大戸の中に職責の分化、即ち本色を管收するものと、折色のものが出来て来るのは至極當然のことであつた。大戸の人数の増加は、こうした大戸の職責の分化を一因としていることは疑いを容れないであらう。即ち本來の大戸Ⅱ「本色大戸」の外に、折糧銀を收納する「折色大戸」が増設されるに至つたからである。

しかし大戸の職責分化はこれに止まらなかつた。税糧の銀納化はやがて徭役にも及び、里甲の一部や均徭その他の役も相次いで銀納化されて行つたことは周知の事實である。その結果徭役銀をも徴收する大戸が出現するのである。萬曆昨城縣志、卷三、田賦志、徭役の條には銀差・力差・見年里甲の項の外に雜差という項があり、それに

收糧大戸・均徭大戸。皆卑雙甲輪僉。

と記されている。これによれば大戸の役が分化して「均徭大戸」が出現していることがわかる。

以上のように大戸の役の分化は、銀經濟の進展という社會的經濟的變化を基本的原因としていたといふことができる。従つて大戸の數的增加は、新しい職責の大戸設置の結果であつたといふことができるであらう。そしてその具體的情況は次のようであつた。嘉靖裕州志、卷三、田賦志、征役の條には

大戸 〈各色錢糧物件。管收支解送。俱取糧多股實之家僉充。謂之大戸。夏稅原用大戸五十三名。今議減止用三十二

名。秋糧原用大戸一百六名。今議減止用五十五名。鹽鈔、均徭原用大戸三十三名。今議減止用三十一名。通共實用

大戸一百一十八名〉（△、▽内は割注）

と記されている。ここには本色大戸・折色大戸の區別は出て來ていないが、恐らく「夏稅大戸」・「秋糧大戸」の内部で實際上は機能分化が行なわれていたと考えていいであらう。そのようなことも含めて、この記事には「夏稅大戸」・「秋糧大戸」・「鹽鈔・均徭大戸」の三種類の大戸があがっているのである。大戸の職責分化が、大戸の數的增加をもたらしただけのもはや多言を要しないであらう。

では大戸數の増加は、その職責分化の結果だけであつたのだろうか。大戸の數的增加についてはもう一つの側面から考えることができる。前引の實政錄、徵收稅糧の條には「本色大戸」が四、五十名にも登つたことが記されていたが、この問題は同一職責の大戸數の増加の原因は何かというように言い換えることができるであらう。そしてこの問題の最も基本的な理由は、當初の大戸數——倉に數名という人數では所定の稅糧數を徵收するのが困難になつたということなのである。

實政錄の前引の同條には大戸の人數について述べ、「雖稱衆擎易舉。其實相累速窮」と記されているが、ここに云う「衆擎易舉」とは、「大戸の人數が多いほど、一人宛の責任徵收稅額は少くてすむので、稅糧を徵收するのが容易になるであらう」という意味に解釋することができ。これは言い換えれば、當初の規定人數では所定の稅糧額を徵收することが困難になつて來たということを意味しているであらう。では何故に稅糧徵收が當初より困難になつて來たのであらうか。

筆者は、大戸の職責分化について述べた際、それが基本的には銀經濟の進展を原因として起つたものであることを指摘した。今、この問題についても我々は同じ原因を指摘できるのではなからうか。即ち銀經濟の農村への浸透を基本的原因として土地集中化の傾向が助長され、加えて徭役を中心とする收奪の強化等により、農民の階層分化が急速に進行し、その結果、大戸に尙充さるべき「糧多股實之家」（前引嘉靖裕州志）をはじめ、農民の中には没落するものが多數現れるに至つたからではなからうか。筆者は今このことを明示する史料を持ちあわせないが、その傍證として戸等の問題を考えることができると思う。例えば萬曆東昌府志、卷十二、戸役志には次のように述べられている。

正德前。民樸畏法自重。差役稀少。有司第其資產。登降之。旬日立辦。嘉靖間。賦役橫出。門戶稍上。破產相尋。于是黠者工其術於詭寄析分。饒者恣其費于結納請託。每至審編。弊端如牛毛繭絲。……富戶操其贏以市于吏。有富之

實。無富之名。貧者無資以求于吏。有貧之實。無貧之名。州縣皆然。

これによると、正德以前は徭役も稀少で、三等九則の戸等も明確であつたが、嘉靖以後、徭役負擔が急増し、そのために戸等の上則の農民は相次いで没落した。そこで富有な農民は徭役負擔を忌避するために様々な不正手段を弄し、戸等

が現實を正しく反映しなくなっていたことが理解される。ここでは、戸等の上級にランクされる富農層が没落した原因を「賦役横出」、即ち徭役負擔の増加にあるとし、またその時期を嘉靖年間に置いているが、これは共に正確な記述とは言えない。明代、徭役賦課が加重されてくるのは一般的には正統年間の均徭法實施前後の頃からと考えてよく、正徳年間に至っては、むしろ徭役負擔は農民にとって非常に苛酷なものとなっていた。だから富農層の没落は嘉靖以後というよりは、むしろ正徳以前より進行しつつあった現象と考える方がより妥當であろう。またその原因を徭役負擔の急増のみに求めることも適切を缺くであろう。王朝による收奪強化と竝んで、當時、税糧の折銀納化を契機として農村に浸透しつつあった貨幣經濟の影響を無視することはできないからである。戸等の紊亂という現象は、従って當時進行しつつあった農村内部の變動、即ち農民層分解の一反映と考えることができるであろう。以上のように考えるならば、戸等に關して「上・中・上は虛名にして鮮なし。實に十分の内、九分は下下なり」（萬曆鄒志卷一、丁地誌）という記述は、當時の農村の階層關係を推測する上で一つの手掛りを提供してくれるのでなからうか。なお實例を一つあげておきたい。崇禎文安縣志、卷四、貢賦志、丁銀の條によって三等九則の丁數を示すと次の如くである。

萬曆十四年審編。中上門至下下門。共一四、四八三丁

上上	〇	上中	〇	上下	〇
中上	二五	中中	一五七	中下	六二〇
下上	一、二三二	下中	二、六七二	下下	九、七七七

以上のような農村の階層關係の中で大戸の數的增加の問題を考えるならば、時代の降ると共に「殷實戸」といわれた富有農家の範圍は、上等の戸則にランクされたものから中等にランクされたものにまで擴大されたに違いない。言い換えるならば「殷實戸」の實際上の内容はより小規模のものをも含むこととなったが、數的には増加したに違いないと思われる。これを大戸について考えるならば、個々の大戸は、名目上は「糧多殷實之家」であっても、その内實はより小規模の

ものを含むことになったであろうし、同時に數の上では増加の速度を早めていったと推測される。崇禎元氏縣志、卷二、戸口の條の

大戸。選各社上六則丁糧多者僉之。分差徵解各色錢糧。恐戶籍消乏。每三年間再選。

という記事を、以上のような農村内部の變動の過程に於いて考えるならば、ここに言う「各社の上六則の丁・糧多き者を選んで之（大戸）に僉つ」という記載は、大戸僉充の範圍を「上六則」即ち戸等の上上則より中下則までにランクされる農民にまで擴大した結果であることを意味していると考えられないであろうか。そしてこの結果恐らく大戸の數は増加したと思われる。そして大戸僉充範圍の擴大とその數の増加は、農村全體としては「戶籍消乏」即ち農民逃亡の結果として、戶籍登録者が減少するという過程の中で行われたので、富裕な農民は結局「每三年間再選」というように頻繁に大戸の役に充てられることになったのであろう。前に實政錄の記事を引いて指摘した「本色大戸」だけで四、五十名に登ったという事實は、従つて上述のように農村における階層分化の進行を背景として、大戸僉充者の範圍が擴大された結果であると考えることができよう。

以上、大戸の役の變化をその人數の増加という點に焦點を置いて、その職責の分化と、僉充範圍の擴大という二面から論じて來たが、終りに人數増加の實例を一、二あげておきたい。その一つは前にあげた裕州の場合である。嘉靖裕州志、卷三、田賦志、征役の條によると、裕州では「夏稅原用大戸」五十三名、「秋糧原用大戸」一百六名、「鹽鈔・均徭原用大戸」三十三名で、計一百九十二名の大戸がいたのである。そしてその里甲數については「保圖三十二里」とあるので、平均一里に六名の大戸が存在したことになる。今一つは章丘縣の場合で萬曆章丘縣志、卷十二、條編志によると、大戸數は一百十六名で、里數は一百三であった。ただし、大戸は前章でも指摘したように里甲制を基礎として設置されていたのではないから、一里に必ず一人の大戸がいたとは限らない。むしろ州縣内に不規則に散在していたと考えられるのだが、その分布狀況を知る一つの目安として里甲數をあげたに過ぎない。いずれにしても、當初は一倉に數名であったという大戸

數からすれば、その人數の増加は否めない事實であつた。

五 「大戸」の諸弊

前章では主として大戸の役の變化を、その人員數の増加という點から論じたが、大戸人數の増加は、同時に大戸という職役の果す職務上の問題、即ち諸々の弊害をも顯在化させたと思われる。本章では大戸がその職務を遂行する上に現れた様々の弊害をできるだけ具體的に明らかにしたい。

大戸の弊害について述べた最も早い時期の史料は前章でも引いた武宗實錄正德四年冬十月戊戌の條の

戸部覆議。總督漕運右副都御史邵寶。會同平江伯陳熊等所陳八事。其可行者三。一。江南糧長・江北大戸。多徵收侵尅。爲小民累。……

という記事である。ここでは大戸が税糧の徵收に當つて、一般農民から所定の額以上を徵收し、それを横領着服していることが述べられている。時代が降るとともにこうした大戸の害について述べた記事は多くなるが、大戸の税糧「侵尅」という事實をもう少し具體的にみてみよう。

大戸が税糧を横領着服する方法については、例えば萬曆保定府志、卷十九、戸役志の「議處派徵比解錢糧事宜」という上奏文の「一革大戸」という項には

大戸則各執赤曆。而肆行其剋削。有私自興販。害衆肥家。有恣意侵漁。欺公蔑法。其害人非細。

と記されている。ここに云う「赤曆」とは「赤曆簿」のことであるが、これについては、矢張りこの文の「一給簿由」という項に次のように述べられている。

切照。各處派糧。俱登赤曆簿。大戸執之以收受。官司據之以稽查者也。吏治清明。則奸蠹不生。一失綜覈。弊端百出。或未給而先收。或已收而不銷。或盜印二三冊。或塗抹不明。或分釐。大戸各執一扇。彼此混亂無稽。每遇查盤。

動稱拖缺。小民重徵。而無所控訴。

これによれば、赤曆簿というのは税糧徴收の際の臺帳であることは明白であるが、この赤曆簿の記載が州縣の官吏や胥吏の不正によって混亂しており、更にこの不正な記載に基づいて大戸が不當に税糧を取り立てていたのである。従って税糧徴收上の不正は、既に帳簿作製の際に行われていたのであって、大戸のみを責めるわけにはゆかないであろうが、大戸もその一端を擔っていたのであって、彼等が一般農民に對して不當な誅求を行ったことは事實であつた。同様の大戸の不正については山東經會錄、卷四、税糧附錄の隆慶五年の條にも

派糧隨書手以増減。收糧任大戸以侵欺。以致蠢愚百姓。將自己糧銀。亦莫知該出若干矣。至于赤曆之會上與否。又孰問哉。

とあり、税糧割當ての際の書手の不正行爲とともに、徴收に際しての大戸の「侵欺」、即ち税糧の横領着服の事實を述べている。

以上は税糧徴收に當つての大戸の加害であるが、税糧運搬に當つての害も見落すことができない。山東經會錄、卷三、税糧因革の嘉靖四十三年の條、河南道監察御史董文竊の上奏文には

臣昔任章丘每見。大戸解納起運京邊銀兩。侵欺與敗[？](販)。借貸那移。或捏稱途次遇盜被虜。而累年不掣批者有之。弊端蝟集。不可勝言。

と述べられており、章丘縣の大戸が、起運として京倉及び各邊に送るべき糧銀を解送する際に、その糧銀を横領したり、勝手に他に流用し、或いは途中で盜賊の掠奪に遇つたと偽り、不足分を追求することが不可能な状態になっていた。實政錄、卷四、斂解邊餉の條の「爲起解錢糧事」という文には同様のことが更に具體的に述べられている。

照得。大戸解銀。司府換批。零星既覺瑣碎。在道不免疏虞。且轉解三關・宣(宣府)・大(大同)。臨期仍用委官。是
一番事體。兩次繁勞。又欺慢有司。空文起解。奸頑大戸。弊端多端。或官銀到手。與販侵欺。或起解踰年。猶不銷

號。或假稱應解衙門。遲收重壓。或自己將銀偷盜。誣賴店家。或拐帶官銀在逃。竟難尋覓。

これによれば、大戸が様々の不正手段を弄して官銀を横領着服し、或いは持逃げしたことがわかるのである。

上の例で明らかのように、税糧の徴收・運送に當つての大戸の不正行爲はかなり一般化していたと思われるが、これはいわば大戸の加害者としての側面であつて、他の面、即ち被害者としての側面も同時に考察しなければならない。

大戸のその面を述べたものとしては、于慎行の穀城山館文集、卷三十四、「與撫臺宋公論賦役書」の一節に

舊時徵派税糧。預選殷實之家。僉充大戸。列肆自收。完日各照版口給比自解。當其收時。錢銀入手。未免妄費。及至解納。侵漁已多。勢必賠償。甚有鬻產質田盡室流徙者。

とあり、大戸が税糧の徴收に當つては、その際に必要な費用を自辦し、解送に當つては、地方官や胥吏によつて横領された分の税糧を賠償しなければならず、そのために土地財産を賣つたり、質入れして、結局逃亡する者が出るという事態に至ることもあつた。官吏の「侵漁」と、大戸の「賠償」をもう少し具體的に述べたものとしては實政錄、卷四、徵收税糧の條に

不肖官員。又借缺少名色。以罪花戸。花戸懼罪。每兩常重三二分。及當堂折封。盡扣羨餘入己。而一切添搭火耗・腳價。又令大戸包賠。

とあり、これによれば地方官吏が税糧の納入額不足を口實にして、一般農民から規定額以上の糧銀を取り立て、大戸からは、彼ら農民が負擔していた筈の加耗や脚價を取り立てた、即ち「包賠」させたのである。

税糧運送に當つての大戸の被害については、また山東經會錄、卷四、税糧附錄の隆慶五年の條の「議漕糧加耗脚價」にも

本色米石。在櫃經收。水次囤放。路途押運。每大戸壹名。常用三四人。加以賠費・脚價。苦累不堪。每至傾家。近來聞僉本色大戸者。畏懼賠累。逃竄益多。亦應酌處。

と述べられており、税糧運送に當る大戸が、規定では一名の所が實際は三、四人を常用するようになり、彼等が様々な費用、即ち賠償―恐らく加耗等も含むであろう―や脚價を誅求されたことがわかる。

大戸が取り立てられたのは、上に述べたような税糧の不足分や加耗・脚價等に止まらなかった。實政錄、卷四、徵收税糧の條には

一縣正官。派大戸紙劄・心紅・竹篋・花紅等物。俱折價銀。吏・門・皂・快。各有需索。明知故縱。大戸不勝官料。……以後有司。但有科派大戸分毫之物者。坐贓參罷。

とあり、本來ならば里甲の公費に含まれるような物までも取り立てられたし、地方官廳所屬の胥吏や門子・皂隸・快手等の雜役夫等からさえも賄賂を求められたのである。

以上大戸の弊害を、加害者と被害者の二面から見てきたが、大戸が徭役である限り、地方官吏や胥吏から誅求を受ける被害者としての面が強かったことは否めない。そして大戸の弊害の極まる所、結局は逃亡ということにならざるを得なかったであろう。従って前章で述べた大戸人員數の増加も、このような具體的な大戸の實態と關連附けて考えらるべきなのである。即ち、大戸の弊害は、大戸人員數の増加に伴なって擴大したのであるうし、大戸に對する官吏や胥吏の誅求が酷しくなり、また逃亡した農民の税糧分まで大戸が包賠しなければならなかったとすれば、大戸の負擔を緩和する意味で、大戸の人數を増やすことにもなったと考えられるからである。

それにしても、嘉靖末年から萬曆初年頃にかけて大戸の弊害はも早や放置できない情況になって來ていた。そこで各地で大戸という徭役制度の改革が開始されるのであるが、この改革が一條鞭法と密接に結び附いていた點を次章で明かにしたい。

六 「大戸」制の改革

前章では様々な大戸の弊害について述べたが、それが四章で述べた大戸人数の増加とも密接な関連性を持っていたことも指摘した。そしてこれらの事實が、結局は當時の農村で進行しつつあった土地の集中化をも一因とする農民層の分解、その反映としての戸等の紊亂に起因することも既に指摘した。そして徭役制度としての大戸の改革は、この戸則の紊亂の是正、即ち一條鞭法の施行と直接の關係を持っていたのである。^⑤

山東經會錄、卷四、稅糧附錄の嘉靖四十一年の記事に

東省錢糧。昔年俱照戶則高下。分撥倉口。倉口自重而輕。人戶自上而下。行之已久。但近年以來。民情滋僞。戶則那減。若照戶則分派倉口。則大戶力能營幹。必得輕則。貧民不識官府。反納重糧。輕重倒置。錢糧難完。故改爲一條鞭之法。令各大戶總收分解。則奸民既不得營幹各逞其私。而大戶又免包賠之累。

とあり、ここでは、大戸—この場合は有力戸、もしくは殷實大戸—という意味—が不正手段を弄して倉口の輕則—戸則の下則を得、それに反して貧民が重糧（戸則の上則にランクされた結果）を負担しなければならない、その結果錢糧の完納が不可能となつて來たので、改めて一條鞭法を採用して「總收分解」とすれば、有力戸の不正も防止でき、又大戸も錢糧の不足分を賠償しなければならないという「包賠之累」を免れるであろう—という意味のことが述べられている。即ち戸則の紊亂が稅糧負擔の不公平を結果したので、その是正策として一條鞭法を採用し、稅糧の徵收・解送に當つては、大戸の「包賠」防止策として「總收分解」の方法を探るべきことが主張されている。一條鞭法と「總收分解」の方法とが一體のものであることは既に明らかにされていることであるが、この「總收分解」という方法が大戸制と結びついている點には十分注意しなければならない。そして「總收分解」という方法はまた「一串鈴法」とも云われたのである。葛端肅公集、卷二、「寬農民以重根本疏」の前に第二章に引いた部分の後文には

近年不知何故。乃變爲一條鞭派。不論貧富。一切同攤。既不顯倉口。又不開石數。只開每畝該銀若干。致使書手任意增減。漫無底定。……至於收解。乃又變爲一串鈴法。夥收分解。

とあり、ここでは一條鞭法と一串鈴法とが相對應するものとして述べられていること明白であり、「夥收分解」というのは一串鈴法の具體的方法であつて、前引の山東經會錄との關連でいえば、それが大戸の弊害防止策となるのである。

また穆宗實錄、隆慶四年八月丙午の條の山東巡撫梁夢龍等が賦役三事を條上した一項には

一。正分收分解之規。言。往者編僉大戸。分定倉口。近爲一串鈴法。總收分解。轉移侵隱。常課益虧。宜復舊例。給大戸收完。交納司府。司府差官類解。

とあり、ここでも一串鈴法の内容が「總收分解」という方法であることが述べられている。そしてここに云う「總收分解」と、前の「夥收分解」という語句の示す内容が同じものであることは説明の必要もないであろうが、この「總收分解」という方法に對立するものとして「分收分解之規」というものが述べられている點は若干注意を要する。即ちいままでみて來た所より判斷して、一條鞭法以前の稅糧收解の方法が「分收分解」であり、一條鞭法に應じた收解方法の改革が一串鈴法Ⅱ「總收分解」という方法であるということである。従つて從來より云われて來たように、一條鞭法が稅糧賦課方法の改革であるとすれば、一串鈴法はその徵收・解送方法の改革であつたという見解は、そのまま認められるわけであるが、それでは「分收分解」という方法から「總收分解」という方法へ變化した過程において、何が如何に變化したのか、それが何故に改革としての意味を持つのかという點になると、從來必らずしも十分に明瞭であつたとはいひ難いように思う。この點を解明するために我々は「大戸」制の改革という問題をとりに上げなければならないのである。

そこで、論點を整理する意味でもう一度一條鞭法實施以前の稅糧の徵收・解送方法、即ち「分收分解」の問題點を簡單に指摘しておきたい。前に引いた山東經會錄、卷四の嘉靖四十一年の記事に従えば、「分收分解」の方法というのは、「照戸則高下。分撥倉口。倉口自重而輕。人戸自上而下」という方法で、また別の言い方をすれば、「上戸派重倉口。納

重糧。下戸派輕倉口。納輕糧」(同書、卷四、隆慶四年の條) という方法で編派された税糧を、各倉所屬の大戸が徴收し、その税糧を各該倉に解送するということであつた。そしてこの場合あくまでも戸則が税糧編派の基準となつていたのである。ところが一方その戸則は、山東經會錄、卷四、税糧附錄の隆慶四年の條によれば——この點は既に第三章で指摘したこともあるのだが

查各州縣均徭文冊。見在入戸。俱非當年之比。上中六則。十無一二。下三則。十居八九。及查。重倉口。十居七八。輕倉口。十無二三。以一二上則入戸。僉七八重倉口。不敷之數。勢必及於下戸。將來百姓恐仍有破家繫獄者。

という狀況であり、また

今之上戸。非昔時之上戸。一應重倉口之役。力亦不支。

ということ、帳簿上の戸則分類は、現實の農村内部の階層關係を殆ど反映しなくなつていた。こうした狀況の下で、既に述べたように大戸の人員數が増加され、それに伴つてその弊害も顯著になつて行つたのである。そして大戸の僉充方法自體がまたこの戸則を基準としていたのであつた。

従つて、戸則に基く税糧編派という方法を廢止し、土地の所有高に應じ一率に税糧を割當てることになつた一條鞭法は、やはり改革として劃期的な意味を持つたし、割當て方法の改革は當然のこととして徴收・解送方法の改革ともなつたのである。即ち戸則の廢止は、それとの對應關係にあつた倉口の等級區分の廢止、即ち「糧不分倉口」とならざるを得なかつたし、「不分倉口」である以上、「總收分解」となるのは當然の歸決であつた。そして「分收分解」という税糧の徴收・解送方法の擔當者が大戸であつてみれば、それが「總收分解」という方法に變化した時點では、大戸制自體が變化を被らざるを得なかつた、というよりはむしろ、「分收分解」から「總收分解」への變化——改革の實體が大戸制の改革であつたのである。換言すれば大戸制の改革を明らかにしなければ、「分收分解」から「總收分解」への變化、即ち一串鈐法實施の意味が十分には明確にできないのである。

それでは「總收分解」とは具體的には如何なる方法を言い、それと大戸制とは如何に關連し合っていたのであろうか。「總收分解」という語句の意味は、一般的には「税糧徵收の際には項目を分たず一まとめにして收め、地方から中央へ送る際には項目を分けて送る」ということと解されており、この場合もこの解釋を何ら變える必要はないのであるが、その具體的方法が明らかでない。そこで先ず「總收分解」の具體的方法を検討することから始めたい。

于慎行の穀城山館文集、卷三十四、「與撫臺宋公論賦役書」の第四章に引いた文には、大戸の弊害を述べた部分に引續いて

自條鞭法行。糧銀上櫃。收徵但僉一櫃頭守之。止知投入。不曉錙兩。無從侵牟。亦免賠補。此不僉大戸之便也。と述べられている。これは直接には一條鞭法施行後、大戸制の廢止されたことの利點を述べた文であるが（大戸制の廢止については後述する）、さし當つては「糧銀上櫃」という部分に注目したい。即ち一條鞭法施行後は櫃が設置され、農民は指定された櫃に糧銀を投入するようになり、櫃には櫃頭を置いてその番をさせることになったのである。同様のことは山東經會錄、卷四、税糧附錄の隆慶五年の記事にも

成法再變爲一串鈴。總收分解。設立櫃頭。一總收受。

と述べられており、「總收分解」と「設立櫃頭」、即ち「櫃の設置」とは不可分のこととして述べられている。一條鞭法——總收分解——櫃の設置は分ち難く結びついた一連の改革なのであった。

それでは櫃の設置は具體的には如何に行われたのであろうか。

櫃の設置方法は恐らく地方によって様々であつたと思われるが、最も合理的な事例として山東濟南府の場合をあげることができと思う。山東經會錄、卷四、税糧附錄の嘉靖三十四年の記事、巡撫劉采の「爲查議派徵税糧釐宿弊以蘇民困事」という文に次のように述べられている。

續據濟南府申。知府項守禮關稱。本府所屬歷城・長清二縣。遞年俱用一條鞭分派。章丘等二十六州縣。俱用三等分

派。新泰・萊蕪二縣。俱用四等派徵。規制雖有不同。飛洒積弊則一。小民受累。相應議處。爲今之計。莫若本司派糧之時。備查該縣坐到京邊某倉若干石。該折色銀若干。存留某倉若干石。該收麥米若干。通共各倉。該折色銀若干。本色若干。將本縣遞年原定糧數。通融均派。每糧壹石。該折色銀若干。准收幾錢幾分。本色米麥若干。明撤單尾。發府轉發該縣。由壹石而上。爲拾石百石。以至千萬石。由壹石而下。爲壹斗壹升壹合。百姓皆自能以類而推也。本府仍查。某縣每糧壹石。該折色銀幾錢幾分。本色米麥幾斗幾升。不許大戶分外多收毫釐升合。刊刻告示。分發各處張貼。使小民曉然。皆知今年稅糧每石應該本色若干。已有定價。各執自己遞年原納糧數。查照告示。隨便納與大戶而已。不必使之知爲何倉口。亦不必令里書零分細派。納者既有定數。收者自不敢欺冒。仍行該縣掌印官。將槩縣里分置簿。品搭均勻。大縣分爲八區。小縣分爲六區或四區。每區爲一櫃。倉收本色大戶二名。折色大戶二名。各給與一櫃由帖。照數徵收。亦不必定爲何倉口。大戶責之里長。里長責之拾排。拾排責之花戶。及時輸納。收糧既有定制。起解亦須及時。

これによれば、濟南府知府項守禮の云う稅糧徵收方法は正に一條鞭法の特徴を備えたものといふことができるが、特に稅糧の徵收に當つて、櫃の設置と大戶の兪充の方法を具體的に述べている點は注目し得る。即ち縣をある一定の大きさの區に分割し、各區に櫃一個を設け、その櫃に「本色大戶」二名、「折色大戶」二名を置き、彼等にその櫃の徵收すべき稅額を記入した由帖——一條鞭法により各農民に割當つた稅額を記入した帳簿——を與え、その記載にもとづいて稅糧を徵收させたのである。ここでは倉口の區別は消滅し、農民は所定の本色、折色の稅額を指定された櫃の設置場所まで持參すればよくなったのである。恐らく農民にとつても稅糧の細かな區別が無くなった爲に、納入の際の手間は大幅に省かれることになったであらうし、それに伴つて胥吏の中間搾取を被ることも減少したであらう。また官側の割當、徵收方法の簡素化も大きく進捗したに違いない。しかしこの場合、稅糧の徵收係として、依然として大戶が設置されていることは、徵收方法の改革がなお不徹底であつたことを意味し、まだ農民の自封投櫃は實現されていなかったと思われる。

それにしても、ここでは大戶の人員數が大幅に減少していることは改革として一定の意味を持っている。即ちこの濟南

府での一條鞭法においては、大戸人数は一櫃に四名―本色大戸二名、折色大戸二名―と定められている。この場合、もし一縣を八區に區分したとすれば、每區一櫃であるから、大戸数は三十四名となる。この數字をそのまま第三章であげた裕州や章丘縣の大戸數と比較するならば―例えば同府内の章丘縣の場合、大戸は一百十六名であるが、この場合は大戸人数は三分の一以下に減少したことになる。

しかし大戸の人数については、なお考慮すべき問題がある。「總收分解」という方法においては、「不分倉口」というのが一つの原則であったが、もう一つの原則として「收者不解。解者不收」ということがあった。^⑤これについては既に幾度か引いた葛端肅公集、卷二所收の「寛農民以重根本疏」に

至於收解。乃又變爲一串鈴法。夥收分解。大戸雖定有各倉口之名。而但擇其能事者數人。兼總收受。某倉催急。則合併以應。令原坐大戸領而解之。以次皆然。不見催者。遂聽其拖缺。在大戸。則收者不解。解者不收。秤頭之積餘。收者得之。及其交納之添墜。解者賠焉。

と述べられている。この文は一串鈴法に對して反對意見を述べたものであるが、「收者不解。解者不收」という原則を具體的に述べている點で注目すべきものである。即ち大戸の職務が税糧を收受するものと、解送するものとに明確に區別されていることである。そして少くとも税糧の收納に當る大戸の人数は、「但擇其能事者數人。兼總收受」とあることから判斷すれば、明らかに一串鈴法實施前よりは減少していると考えてよい。ただ、解送面でなお「原坐大戸」と述べられていることからすれば、全體として大戸人数がどの程度に減少したかは疑問が残るが、「總收分解」という方法がその傾向を促進させるものであったことは否めない。

ここで論をもう一度濟南府の場合に戻すならば、そこで上げた三十四名という大戸数は税糧收納に當るもの的人数であって、解送に當る人数は含まれていない。従つて解送に當る大戸の人数を合せると、當然大戸数は三十四名よりかなり増加する筈である。それに徴收よりは解送の方がより多くの勞力を必要としたと思われるから、この場合もそのまま大戸人

數を比較することはかなり無謀とも思われる。しかし「總收分解」―「櫃の設置」という方法が、「不分倉口」ということと不可分に結び附いた方法である以上、從來の倉單位の大戸人數が何らかの方法で整理されて來るのは當然のことであつた。従つて濟南府の場合、大戸人數が三分の一以下に減少したとは云えないにしても、やはり整理減少される傾向にあつたことは認めてよいであらう。

そして大戸人數の減少は大戸の弊害除去に結びつくものであつたことも見逃せないし、また「收者不解。解者不收」という原則も、大戸がその職責を遂行する上で、不正を働き、或いは被害を受ける機會を制限する意味を持つたと思われるので、やはり一定の改革としての意味を持ったに違いない。従つて葛守禮は上引の文で、一串鈴法によつて生じた弊害を指摘し、それに對して反對意見を述べているが、一般的趨勢からみれば、一串鈴法はやはり税糧の徵收・解送方法における改革であつたと評價できるであらう。

ただ葛守禮の文でなお注意すべき點は、櫃の設置について何ら論及されていないことである。筆者は本章で既に一條鞭法―總收分解―櫃の設置が、一連の不可分の改革であつたと指摘したが、ここでこの點についてなお若干の注釋を加えなければならぬと思う。總收分解という方法が、必らず同時に櫃の設置を意味したのかといえば、事實においては必らずしもそうではなかつた。葛守禮は一條鞭法において櫃の設置されていない事例に據つて論を展開したのであらう。そしてこのことは、一條鞭法がその内容において地域的、時期的に全く多種多様であつたことから考えれば何ら不可解なことではない。従つて總收分解―櫃の設置は論理的には一連のものであつても、事實としては相違している場合もあるのである。しかし一條鞭法が普及、定着するに伴つて櫃の設置に進んだ場合がはるかに多く、一條鞭法―總收分解―櫃の設置というのが最も基本的な形と考えることができるのではなからうか。それに一條鞭法の初行期^④よりさ程へだたらない嘉靖三十四年に濟南府で實施されたと考えられる一條鞭法において、既に櫃の設置が問題にされていることも上の考えを支持するものと考える。

以上、一條鞭法における總收分解という方法と櫃の設置の關連性、その改革の意味、及びそれと大戸との關連を述べて來た。しかし櫃の配置が如何に合理的に行われ、大戸人數が整理されようと、税糧の徵收係としての大戸が官と一般農民との間に介在している限り、四章で述べたような大戸の弊害は基本的に除去されたことにはならないであろう。大戸制の改革は當然の結果として大戸制の廢止にまで進まざるを得なかったのである。

そこで、大戸の廢止を述べたものとして、前に引いた于慎行の文をここでもう一度検討することにした。

舊時徵派税糧。預選殷實之家。僉充大戸。列肆自收。完日各照版口給批自解。當其收時。錢銀入手。未免妄費。及至解納。侵漁已多。勢必賠償。甚有齷齪質田盡室流徙者。自條鞭法行。糧銀上櫃。收徵但僉一櫃頭守之。止知投入。不曉鎔兩。無從侵牟。亦免賠補。此不僉大戸之便也。（穀城山館文集、卷三十四、與撫臺宋公論賦役書）

ここには「不僉大戸之便」、即ち一條鞭法實施後、大戸の廢止によりその弊害が除かれるに至ったことが明瞭に述べられている。そして大戸を廢止した代りに櫃頭一人を設け、その者に糧銀の投櫃を監守させているのである。恐らくこの場合は農民の自封投櫃が實現していたのではなからうか。なおこの文では一條鞭法の實施——櫃の設置——大戸の廢止が一連のこととして述べられているが、櫃の設置が直接大戸の廢止に結びつかないことは既に指摘した通りである。それにこの文では、大戸廢止の利點は述べられているものの、櫃の設置方法、櫃頭の選充方法等については全く觸れられていない。この點をより具體的に述べているのが既に引用した箇所もある萬曆保定府志、卷十九、戸役志の「議處派徵比解錢糧事宜」という申文である。これは保定府通判馮惟敏が隆慶三年六月、保定巡撫に奉ったものであるが、その「一順里甲」という條に

十甲之中。擇田糧物力最多者爲社頭。給收糧赤曆一扇。照依十甲次序編派。以畸零・寄庄。附於其後。管收合社錢糧。即收頭大戸也。而一社止此一名。自足收受。其各倉場收頭・分釐大戸數百餘名。并催糧老人・催頭・催甲・歇家・地方等役。一切革退。而公差下鄉之擾絕跡矣。又於該縣二十餘社。各以相近分爲四鄉。而擇社頭之富厚者爲鄉頭。

亦曰櫃頭。常川在縣。分管四櫃。收貯糧銀。更番類解。是以在任年半之內。解完五年之糧。屯糧・馬價。各亦如之。該縣遠近錢糧。至今不缺。

とあり、彼はこの方法を「順甲之法」と呼び、近頃各州縣で實行していると述べている。またこの文の「一通折納」という條では一條鞭法を行うべきことを論じているので、やはりこの「順甲之法」は一條鞭法と関連した改革と考えてよい。所でここでは、櫃の設置方法を具體的に述べると共に、舊來の大戸をはじめ、倉場收頭や催糧老人等税糧の徴收に關係ある一切の徭役を廢止することを述べている。それに代つて、新たに各社（里）に社頭一人を置き、それが各里甲の税糧の催督、徴收を司るのであり、一方、縣單位では、縣を四郷に分ち、各郷に櫃一を置き、その櫃には社頭中より選ばれた櫃頭を配置し、彼等にその櫃を管理させ、收貯した糧銀は輪番で縣衙門まで解送させるのである。ここに見る限りこの「順甲之法」は非常に簡明な方法であり、この法がこの通りに實行されたならば、恐らく從來の大戸の弊害は大幅に除去できたであらう。

それにしてもこの場合、その名の通り社頭・櫃頭の選充や、櫃の設置が里甲制を基礎に行なわれていることは注意を要する。前に述べた山東濟南府の場合も、大戸はまだ廢止されていないとはいへ、税糧の徴收に當つては「大戸責之里長。里長責之拾排。拾排責之花戸」と述べられており、櫃の設置については區毎に一櫃を置くところのみで區の具體的な分割の方法は述べられていないが、やはり里甲制を基礎にしようという方向は十分に窺える。従つて保定府の場合は、濟南府における税糧の徴收・解送方法と大戸制の改革の方向をより一層推進させた形のものであったといふことができるであらう。

しかし大戸制の改革は、大戸の廢止という段階で終つたのではない。萬曆東昌府志、卷十二、戶役志に
夫革大戸便也。櫃頭易名猶大戸也。如兌軍存留臨清倉。賠累如故。是移大戸之累于櫃頭也。

と述べられているように、保定府の場合でいうならば、社頭や櫃頭がなお農民から選充されている限りは、舊來の大戸の

弊害は完全に取除かれたことにはならないのである。税糧の徴收・解送に當つての弊害を除去する方法は結局「官收官解」より他ないであろう。この點を最も具體的に述べたのが崇禎文安縣志の次のような記事である。その卷四、貢賦志賦税の條に

唐令曰。自九則行差之法浸失其初。僉報大戸・門則頭役之苦。眞不啻赴湯蹈火矣。民牧之謂何而忍令至此。余于崇禎元年季夏。蒞任此土。洞悉民隱。首革大戸。定爲官收官解。而以耗銀供顧募。傾銷脚價等項之費。斟酌員役領解。

とあり、知縣の唐紹堯が大戸を廢止して、官收官解とすべきことを主張している。これを受けてその内容を更に具體的に述べたのが次の批文である。

繳按院袁 批。每年僉大戸六十餘名。以應徵解。供億之苦。聞之殊可痛心。該縣給工食以募櫃頭。捐俸資以備器具。酌議官吏快壯以解京邊。永革大戸。

これによれば、それまで税糧の徴收・解送に當つていた大戸を廢止し、代つて加耗銀をを工食として櫃頭を顧募し、彼等に櫃を監守させ、一方官僚・胥吏・快手・民壯の中より選んだ者をして收貯した糧銀を京邊各所へ解送させるのである。ここに至つて税糧の徴收・解送に當る職役は全く顧役化し、「官收官解」という方法が實現したのである。そしてこの段階では恐らく農民の自封投櫃が、一方で實施されていた筈である。大戸制の改革はここに至つて完成されたといつていいだろう。

大戸制は先ず「總收分解」——「櫃の設置」という段階で、ある程度の改革を受けた、即ち大戸人數の整理減少である。そして地域によつては既に櫃頭が置かれた所もあった。次いで大戸の全面的廢止と、少數のそれに代る櫃頭等の設置という段階であり、最後には税糧の徴收・解送に當る役の顧役化、即ち「官收官解」の實現であつた。大戸制の改革Ⅱ大戸の廢止は大別して上のような三段階を経て完成したといふことができるであろう。そしてこの改革は、一條鞭法における税糧課派方法の改革と對をなしていたのである。以上において、從來必ずしも十分に明らかではなかつた一條鞭法における

税糧の徴収・解送面での改革、即ち一串鈴法と大戸制の関係を幾分かでも明らかにできたのではないかと思う。ただこうした改革が全て必ずこの段階を経たとは云えず、地方的な差異が多く存在したことも充分注意しなければならない。

七　む　す　び

以上、六章にわたって、華北における大戸という職役の基本的内容と性格、及びその制度としての變遷の過程を論じて来た。ここで特にお断りしたいのは、小稿では大戸という役をあくまでも制度史的に整理したに過ぎないということである。それも本文中でお断りしたように、特に大戸設置當初の事情を全く不明に置いたままである。また論じた地域も華北五省に限定されており、他の地域にも存在した同様の大戸^⑤という名稱の役については、全く論及していない。また糧長制との對比や、里甲制との関係も誠に不十分にしか觸れていない。恣意的な論及との批判は免れ難いであろう。それにも増して氣掛りなのは、多岐を極める文集や地方志の記事を自分の都合のいいようにのみ整理したのではあるまいかということである。ただ從來殆どとりあげられなかった大戸^⑥というものが、税糧の徴収・解送という面では糧長に劣らず重要な職役であることが不十分ながら明らかにできたのではなからうかと思う。大方の御叱正、御教示を切望して筆を擱く。

附記。本稿は筆者が昭和四十一年九月より翌四十二年二月迄、文部省内地研究員として東洋文庫に留學した際の研究成果の一部である。留學中一方ならぬ御世話になった東洋文庫の方々に心からお禮を申し述べたい。また筆者の内地留學に御盡力いただいた内田吟風教授をはじめとする神戸大學文學部の諸先生方にも記して厚く御禮申し上げます。また本稿作製に當っては、山根幸夫氏をはじめとする東洋文庫明代史研究室の諸先生、岩見宏氏、小山正明氏等から貴重な指導、助言を賜った。ここに記して厚く御禮申し上げます。

註

① 梁方仲「明代糧長制後」(上海人民出版社 一九五七) 五十頁。

② 山根幸夫「明代徭役制度の展開」(東京女子大學學會研究叢書四) 六十二頁。

③ 山根氏前掲書第一章第三節の一、第二章第二節の三參照。

④ 梁氏前掲書五十八頁。

⑤ 山根氏前掲書三十九頁。

⑥ 實政錄の序文に「攷。先生(呂坤)自濟南道參政按察吾晉。旋自陝藩陟晉撫。前後共六年。所著明職民務等五種。以次頒布」とあり、呂坤は山東・山西・陝西各地において地方官を歴任した経験を基に、後に門人趙文炳によって「實政錄」としてまとめられた著作を頒布したのである。だからこの中では二度も地方官として實際政治を擔當した山西地方の事情が中心になっていると考えて大過ないであろう。

⑦ この點については第四章參照。

⑧ 糧長の職責については梁氏前掲書第二章、川瀬智壽子「明代の糧長」(文化十七の六)、星斌夫「明代漕運の研究」(日本學術振興會刊)の第三章、山根氏前掲書第一章第三節の三等參照。

⑨ 糧長が設置されたのは洪武四年のこと、その後十五年に一旦廢止されたけれども十八年には復活された。糧長制度が最終的に確定されたのは一般的に洪武三十年と考えられている。この點については註⑧所引の各書參照。

⑩ 稅糧の銀納化については、清水泰次「明代における租稅銀納

の發達」(東洋學報二十二の三)、「中國近世社會經濟史」(西野書店) 第三章「折納」等、また金花銀については堀井一雄「金花銀の展開」(東洋史研究五の二) 參照。

⑪ 里甲の銀納化については岩見宏「明代地方財政の一考察」(研究三)、栗林宣夫「里甲銀に關する考察」(東洋史學論集二)、山根氏前掲書第二章、第二節等。また均徭の銀納化については岩見宏「銀差の成立をめぐる」(史林四十の五) 山根氏前掲書第二章、第一節同前掲書附論「明化華北における役法の特質」、拙稿「明代華北における銀差成立の一研究」(東洋史研究二十の三) 等參照。

その他の役については佐伯富「明清時代の民壯について」(東洋史研究十五の四)、岩見宏「明代の民壯と北邊防衛」(東洋史研究十九の二)、山根氏前掲書第二章第三、四節等參照。

⑫ この點については山根氏前掲書第二章第一節、第二參照。

⑬ この點については萬曆保定府志、卷十九、戶役志の「議處派徵比解錢糧事宜」という上奏文の「一順里甲」の條に切照。往年徵收之法。設立大戶。散在各社。彼此收納。と述べられている。

⑭ この點については山根氏前掲書第一章第二節、三節、第二章第二節。岩見氏註⑪論文等參照。

⑮ 華北における一條鞭法の施行が戸則の廢止と結びついていたことについては、山根氏前掲書附論、岩見宏「山東經會錄について」(清水博士追悼記念明代史論叢所收) 參照。

⑯ この點については岩見宏「明の嘉靖前後に於ける賦役改革について」(東洋史研究十の五) 參照。一條鞭法に關する論文で

この點に論及したものは多い。

17 岩見氏註⑬所引論文參照。

18 岩見氏前掲論文參照。

19 この點については藤井宏「創行期の一條鞭法」參照。

20 稅糧の自封投糧については藤井宏「一條鞭法の一側面」（和田博士還曆記念東洋史論叢所收）參照。

21 これは里長の職責分化により出現した役種と考えられる。例

えば實政錄、卷四、徵收稅糧の條に

惰慢之吏。倦於催科。值錢糧緊急。令各里催頭先賠。或令

坐櫃收頭預支。

と見えている。

22 これは甲首の當る役目と思われる。

23 これについては今の所不明である。

24 切照。本府稅糧。原有米麥馬草之分。起存本折之異。近年

應派本色者。俱改折色。蓋因頭緒繁多。分析瑣碎。不惟易

於爲弊。抑且難於徵收。是以權通融之法。立簡便之規。各

省多如此行名爲一條邊法。官民兩便。奸弊難容。

と述べられている。

25 櫃頭のことを又「收頭」と稱した地方のあったことは註⑭所

引の實政錄の記事により明らかである。

26 四川の例は既に述べたが、安徽の懷遠縣にも存在したし、また萬曆蘭谿縣志には「竹木大戸」という役が上がつている。このように明代各地には様々な性格の「大戸」が置かれていたと考えられる。

東洋史研究叢刊

第二十一 中國史研究 第一

佐伯 富著

本文 六八〇頁 附索引
定價 三八〇〇圓

第二十二 宋代科學制度研究

荒木 敏一著

本文 四六一頁 附索引
定價 三八〇〇圓

第二十三 東洋學研究——歷史地理篇——

森 鹿三著

本文 五三〇頁 附索引
（近刊）定價 三八〇〇圓

第二十四 宋代文集索引

佐伯 富著

（近刊）定價 四〇〇〇圓

右書御希望の方は本會までお申込み下さい（國內送料）
（本會負擔）

京都市左京區吉田本町 京大文學部内

東洋史研究會

振替 京都三七二八番